県道小野富岡線改築工事の事業認定に係る
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第７条第１項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第２項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

１．開 催 日　　令和６年８月３０日（金）
２．開催場所　　国土交通省内会議室
３．議　　題　　県道小野富岡線改築工事（高津戸工区）の事業認定関係

４．議事要旨
土地収用法第 25 条の２第１項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第８条第１項の規定に基づき公共用地分科会に付託された、県道小野富岡線改築工事（高津戸工区・福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須地内から同町大字大菅字大平地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第 20 条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。
公共用地分科会における各委員の主な意見等は次のとおりであった。

・資料中、「公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方」中の「地域住民の声も真摯に受け止めるべきである」という意見に対しては、起業者のこれまでの対応状況を具体的に記載すべきではないか。

・ルート比較中の施工性について、JR との交差部が重要なポイントということか。

以上